

知多市AED（自動体外式除細動器）貸出事業要綱

知多市消防本部

（趣旨）

第1条 この要綱は、多数の市民が参加するイベント、各種スポーツ行事等において市民が心肺停止状態に陥ったときに、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）による救命活動を実施することができるようにするため、主催者である団体等に対するAEDの貸出しについて必要な事項を定める。

（貸出しの条件）

第2条 消防長は、本市において市民が参加して開催されるイベント、各種スポーツ行事等（以下「各種イベント等」という。）が、次の各号に該当する場合貸出しするものとする。ただし、消防長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 各種イベント等が、営利を目的としないこと。
- (2) 各種イベント等の、参加者がおおむね10名以上であること。
- (3) 各種イベント等の会場に、医師等医療従事者又は普通救命講習その他これに類する講習を終了または受講したものが配置されていること。

（貸出し期間）

第3条 AEDの貸出し期間は、原則として7日以内とする。
ただし、各種イベント等が終了したならば遅滞なく返却すること。

（申込み）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする日の7日前までに、AED貸出申込書（第1号様式）を消防長に提出しなければならない。

（決定通知）

第5条 消防長はAED貸出申込書の提出を受けたときは、貸出しの可否を遅滞なく決定し、AED貸出承諾通知書（第2号様式）により、申込みをした者に通知する。

（借用書の提出）

第6条 AEDを借り受ける者は、借用する際AED借用書（第3号様式）を消防長に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 AEDの貸出しは、無償とする。

2 貸出期間中、救命活動の実施に際し使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

(故障・破損、紛失等の報告)

第8条 借り受けた者は、貸出期間中にAEDを故障・破損させ、又は紛失したときは、AED故障・破損、紛失報告書(第4号様式)により、直ちに消防長に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第9条 AEDを借り受けた者は、取扱説明書によって適切に管理、使用するものとし、故障・破損し、又は紛失させた場合には、借り受けた者の負担においてこれを修理し、又は補償するものとする。

(返還)

第10条 消防長は、公共の用に使用する等必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、AEDの返却を求めることができる。

(損害賠償責任)

第11条 消防長は、AEDの使用により生じた事故に対して一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成21年 7月 1日から施行する。

平成22年11月 1日、一部改正